1 調査の目的

仙台市では、市民公益活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成 13 年 4 月に「仙台市市民公益活動促進のための基本方針」を策定し、各種施策を実施してきました。このたび、仙台市内の市民公益活動団体()の実態及び意向を把握し、本市の施策に反映させていくことで、今後より一層効果的に施策を実施していくことを目的とし、市内のN P Oやボランティア団体の方々を対象とする実態調査を実施しました。

「市民公益活動」とは? - 仙台市における定義

仙台市市民公益活動の促進に関する条例

(定義)

第二条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自発的に行う公益性のある活動で 営利を目的としないもの(事業者が行う同様の活動を含む。)をいう。

市民公益活動促進のための基本方針(平成13年4月策定)1(1)一部抜粋

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」では、「市民公益活動」を「市民が自発的に行う公益性のある活動で営利を目的としないもの」と定義していますが、この基本方針では、それをさらに詳しく

自らの自由意志に基づき、自主的・自発的に行う活動で、

誰に対しても開かれていて、

幅広く多くの人たちの(幸せの)ために、

営利を目的とせずに、社会に貢献する活動で、

政治上の主義の推進や宗教の教義を広めることを目的とするものではないもの

と定義し、加えて、

継続性と組織性を備え、社会的責任を果たすことを目的とした団体

を「市民公益活動団体」と定義します。

2 調査の実施方法

本調査は、宮城県の協力をいただき、「宮城県NPO活動実態・意向調査(以下「県調査」という。)」と合同で実施しました。

また、県調査対象団体のうち仙台市内に所在する団体については、県調査の調査票に加え、「仙台市市民公益活動団体実態調査(以下「市調査」という。)」の調査票による調査をいたしました。

3 調査の実施概要

(1) 調査対象 637団体()

県調査の対象団体 1、220 団体のうち仙台市内に事務所を置く団体(発送時)

【図1】調査対象団体の内訳

団体の属性	団体数	構成比
NPO法人	310	48.7%
その他の法人格を有する団体	2	0.3%
任意団体	325	51.0%
計	637	100.0%

- (2) 調査方法 郵送配付・郵送回収
- (3) 調査期間 平成20年11月20日~同年12月10日

ただし、調査期間終了後返送された調査票も集計対象としている。

(4) 調査時点 平成20年12月1日現在

4 調査内容

- (1) 県調査票による調査項目
 - ア 団体の概要について
 - イ 団体の活動内容について
 - ウ 団体の組織運営の状況について
 - エ 団体の財政状況(決算)について
 - オ NPO活動の支援・促進について
 - カ 中間支援組織・NPO支援施設について
 - キ みやぎNPOプラザについて
 - ク パートナーシップの確立について
 - ケ 法人格について
 - コー自由意見

(2) 市調査票による調査項目

- ア 仙台市市民活動サポートセンターについて
- イ 町内会等地縁組織との連携の実態及び意向について
- ウ 企業との連携の実態及び意向について

5 回収結果

(1) 県調査票による調査

	発送数(a)	無効(b)	有効発送数	有効回収数	回収率
		(不達、解散ほか)	(a - b = c)	(d)	(d/c×100)
団体数	6 3 7	3 0	6 0 7	2 8 9	47.6

(2) 市調査票による調査

	発送数(a)	無効(b)	有効発送数	有効回収数	回収率
		(不達、解散ほか)	(a - b = c)	(d)	(d/c×100)
団体数	6 3 7	3 0	6 0 7	2 2 5	37.0

6 集計にあたって

- (1) 「 n (number of cases の略)」は、設問ごとの対象団体数であり、回答比率における 100 パーセントに相当する。
- (2) 回答比率(%)は小数点第二位を四捨五入しているため、数値の合計が100パーセントにならない場合がある。